

海外新規販路開拓支援補助事業実施要領

平成24年4月25日決 裁

平成27年4月30日一部改正

平成30年4月26日一部改正

第1 趣旨

県産農産物及び県産農産物を主原料にした加工品の海外における販路拡大を図るため、輸出を志向する生産者団体等に対し、新たな輸出促進のための取り組みを支援する。

第2 事業実施主体等

- 1 県内に所在する、認定農業者、認定新規就農者、市町村、農業協同組合、営農組織、その他知事が特に適当と認める団体等とし、今後とも輸出促進に積極的に取り組むことが見込まれること。
- 2 「営農組織」は、次の要件を備えていること。
 - (1) 原則として3戸以上であること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- 3 「その他知事が特に適当と認める団体等」は、次の要件を備えていること。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款その他の基本約款又は規約等が定められていること。
 - (4) 団体の意思決定、執行及び代表することのできる機能が確立していること。

第3 事業の内容等

1 事業の内容

第1の趣旨を踏まえ、本補助金は事業実施主体が輸出促進に係る次の事項の取組を実施するために必要な経費に充当するものとする。

- (1) 海外見本市・商談会、海外食品コンテストへの出展
- (2) 専用パッケージ等の作成
- (3) 輸出品目マーケティング調査
- (4) その他輸出促進のために必要な取組

2 対象経費

輸送費、試供品等作成費、広告・宣伝費、旅費、現地人件費、商品開発費、パッケージ試作費、アドバイザー費、その他事業の実施に必要な経費。

ただし、公租公課（関税を含む。）は対象外とする。

3 事業実施期間

本補助金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

4 補助額

県の予算の範囲内において、1事業実施主体に対し30万円（定額）を補助する。

ただし、第3の1の（1）に該当する場合は総事業費30万円以上、（2）～（4）に該当する場合は総事業費60万円以上の事業を対象とする。

第4 事業実施計画書の提出

事業実施主体の長は、別紙様式第4号により事業実施計画書を作成し、別紙様式第1号により、農林振興センターの長を経由して、別に定める期日までに知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第5 事業実施計画書の審査及び承認

- 1 知事は、第4により提出された事業実施計画書について、事業内容の妥当性、新規性及びその達成の可能性に重点をおいて審査を行う。
- 2 知事は事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を別紙様式第2号の事業実施計画承認書により事業実施主体の長に通知するものとする。

第6 事業実施計画書の変更

- 1 本補助金の交付を受けた事業実施主体は、目的の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあっては、第4に準じて、変更について知事の承認を受けるものとする。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）輸出先、輸出品等の変更
- 2 知事は、1の報告を受けた場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べることができるものとする。

第7 補助金の交付

- 1 知事は、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとする。
- 2 知事は、1による事業実施主体への補助金の交付に当たっては、第4により事業実施主体から提出される事業実施計画書に記載された目的、事業計画の内容、所要額等を基に、補助金を交付するものとする。
- 3 補助金は、知事が事業の円滑な実施を図るため必要と認めたときは、概算払いができるものとする。

第8 成果の取りまとめ及び事後評価

- 1 成果の取りまとめ

事業実施主体は、事業の完了後30日以内又は3月10日のいずれか早い時期に、別紙様式第5号に従って実施報告書として取りまとめ、別紙様式第3号により知事に提出するものとする。

2 知事による成果の事後評価

知事は、1により事業実施主体から提出された実施報告書に基づき、事業実施主体に対して事後評価を実施し、当該評価を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 次年度以降の状況報告

事業実施主体は、事業の完了後5年間、別紙様式6号に従って事業のその後の実績等を知事に報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月26日から施行する。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 印

平成 年度海外新規販路開拓支援補助事業実施計画書(変更)承認申請書

海外新規販路開拓支援補助事業実施要領（平成24年4月25日決裁）第4（変更の場合にあっては第6）に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

(注) 関係書類として、別紙様式第4号（事業実施計画書）を添付すること

別紙様式第2号

第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

印

平成 年度海外新規販路開拓支援補助事業実施計画承認書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度海外新規
販路開拓支援補助事業実施計画を承認します。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 印

平成 年度海外新規販路開拓支援補助事業実施報告書

海外新規販路開拓支援補助事業実施要領（平成24年4月25日決裁）第8の1に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注) 関係書類として、別紙様式第5号（実施報告書）を添付すること

別紙様式第4号

平成 年度海外新規販路開拓支援補助事業実施計画書

事業実施主体の 名 称	※認定事業者及び認定新規事業者は氏名を記入
代表者職・氏名	※認定事業者及び認定新規事業者は氏名を記入
事業実施主体の 所 在 地	
担 当 者	※認定事業者及び認定新規事業者は記入不要
目 的	※ 3～5年後を見据え、事業実施主体の輸出に向けた考え方、取組の方向等を記述する。
輸出対象品目名	
栽培面積 生産量 出荷時期 等	
事業内容	
項 目	内 容
海外見本市、商談会、 海外食品コンテストへの 出展	
専用パッケージ等の作 成	
輸出品目マーケティング 調査	
その他輸出促進のため に必要な取組	

事業内容及び事業に係る所要額(総事業費)		
事業内容	事業量 (規格・ 規模等)	所要額 (円)

これまでの輸出取組状況(実績等)

留意事項

- 1 「事業内容」の欄には、該当する項目について記載するとともに、可能な限り具体的・定量的に説明する。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料(例えば地図等)を添付する。

添付書類

- ・ 事業実施主体の定款、規約等
- ・ 名簿

※ 認定農業者又は認定就農者にあつては、農業経営改善計画又は青年等就農計画及び認定証の写し

別紙様式第5号

海外新規販路開拓支援補助事業の実施報告書(平成 年度)

事業実施主体 の 名 称		
事業の実施方法 [1 海外見本市、商談会、海外食品コンテストへの出展 2 専用パッケージ等の作成 3 輸出品目マーケティング調査 4 その他 のうちから、項目を選んで記入する。]		
事業内容及び実績額		
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)

事業の成果			
(具体的に記入してください。)			
海外見本市、商談会、海外食品コンテストへの出展の場合に記入してください。			
国または地域	品目	量	輸出額 (千円)

留意事項

- 1 本様式は、事業実施主体ごとに作成するものとし、当該年度分を記入する。
- 2 事業内容及び実績額について
 - (1)「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容を記入する。
 - (2)「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (3)「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。海外見本市、商談会等への出展の場合には、国または地域、品目、量を記入する。
- 3 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別紙様式第6号

海外新規販路開拓支援補助事業
の実施報告書(平成 年度)

事業実施主体 の 名 称			
補助対象事業のその後の成果			
国または地域	品目	重量	輸出額 (千円)
その後の状況 (具体的にお書きください)			
補助対象事業以外の展開			
事業内容	規格・規模等	実績額 (円)	

※本様式内に記入しきれない場合には、別の紙に記入し添付してください。